

公募先着順による販売の流れ

令和4年4月25日（月）から令和4年7月25日（月）までの期間は、公募抽選により販売します。

公募抽選申込期間に申込みがなかった物件については、令和4年8月10日（水）から公募先着順により販売します。

※ 公募抽選とは、市が定めた価格で購入を希望する者を募集し、1物件に2者以上の申込みがあった場合に、抽選で契約相手方を決定し販売するものです。

1. 公募抽選申込

「公募抽選参加申込書」及び必要書類を添えて市役所まちづくり推進課へ申込みください。



2. 公募抽選参加資格審査

国東市において参加資格を審査させていただき、審査結果について「公募抽選参加資格審査結果通知書」によりご通知します。



3. 抽選有無の連絡

抽選となった場合には、電話にてご連絡します。



4. 抽選

1物件に2者以上の申込みがあった場合は、抽選により契約相手方を決定します。



5. 契約相手方の決定

契約相手方には、「売扱決定通知書」によりご通知します。



6. 売買契約の締結

「売扱決定通知書」を受けた日から30日以内に契約を締結していただきます。

契約保証金として契約締結までに売買代金の10%を納付していただきます。



7. 売買代金の納付

売買代金の残額（契約保証金を差引いた額）を契約締結日から3ヶ月以内の指定期日までに納付してください。



8. 所有权の移転

売買代金が完納された後に所有権を移転します。

所有権移転登記は、国東市が行います。登録免許税等の登記に必要な費用は、契約相手方の負担となります。